

尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和3年5月26日 午前10時00分～午前11時25分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	梅 山 耕 一 郎
教 育 次 長	東 政 信
管 理 部 長	西 村 和 修
学 校 教 育 部 長	増 田 裕 一
学 校 教 育 部 次 長	橋 本 貴 宗
企 画 管 理 課 長	西 田 啓 行
職 員 課 長	中 道 隆 広
幼稚園・高校企画推進担当課長	谷 章

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第33号 職員の人事について
- (2) 議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (3) 議案第35号 令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書採択に関する基本方針について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午前10時00分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第2「議事」の「議案第33号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第33号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。

また、日程第2「議事」の「議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しな

いことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第34号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第3の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。4月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。4月定例会及び臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、4月定例会及び臨時会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2の「議案第35号 令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。増田 学校教育部長。

学校教育部長 学校教育部長増田でございます。それでは、「令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」についてご説明させていただきます。まずは、22ページからの説明資料にて、教科用図書採択についてご説明いたします。23ページをご覧ください。教科用図書の採択の仕組みをご説明いたします。学校教育法第34条におきまして小学校において文部科学大臣の検討を経た教科用図書、または文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないという形になっております。それを受けまして兵庫県教育委員会から教科用図書の目録が送付され、事務取扱要項が送付されています。尼崎市教育委員会において、採択の基本方針を決定し、教科用図書選定委員会と各専門部会を組織することとなります。そして、採択に関わる教科用図書について、専門部会にて調査研究を行い、その調査結果を選定委員会に報告します。そして選定委員会からの報告を教育委員会が受けて、審議し、採択を行います。市立高等学校等については、各学校にて選定委員会が組織されるため、申請を受けて、審議し、採択を行います。中段にある「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第14条をご覧ください。教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければなりません。続いて第15条をご覧ください。同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校においては、一般図書を除き4年となっております。一般図書について少し説明をいたします。その上段にあります学校教育法の付則第9条をご覧ください。高等学校、中等教育学校の後期教育課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては当分のあいだ、第34条第1項の規程にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより第34条

第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる、平たく申し上げますと、特別支援学校や特別支援学級の子供達にとっては、教科書ではなくて、たとえば絵本や図鑑を教科用図書として活用することができます。高等学校においては、教科によっては検定の教科書では無く、一般の教科書を使って選択授業などを行うことができるということです。24ページをご覧ください。採択の周期としましては、令和元年度に小学校の採択替え、令和2年度に中学校の採択替えを行いました。市立高等学校及び特別支援学校高等部については、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えをすることができます。また、特別支援学級及び特別支援学校の小中学部において使用する「附則第9条本（一般図書）」については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年度に採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することとなっております。続いて、採択までの流れと日程を説明いたします。本日の教育委員会において「令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」を審議いただき、議決いただいたのち、それに基づいて、6月1日（火）に第1回教科用図書選定委員会を開催します。その後、6月2日（水）に専門部会を開き、各専門部会の調査審議をいたします。各部会からの報告を受け、7月5日（月）に第2回の選定委員会を開き、報告書を作成いたします。その後、選定委員会から提出された報告書並びに一般図書等の申請書と一覧表を教育委員の先生方に事前にご覧いただき、7月26日（月）の定例教育委員会において採択いただきたく考えております。30ページをご覧ください。今年度の採択対象教科について説明します。義務教育諸学校で中学校の1教科1種目、社会科の歴史的分野のみとなっております。また、特別支援学級の附則9条本（一般図書）、あまよう特別支援学校小学部・中学部の附則9条本（一般図書）、そして高等教育では、市立高等学校、あまよう特別支援学校高等部となっております。それでは、本日審議していただく、尼崎市の基本方針についてご説明いたします。19ページにお戻り下さい。基本方針の最初の3行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。資料の27～29ページにあります、「兵庫県の教科用図書採択に関する基本方針」及び「尼崎市教育振興基本計画」など、尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を、公正に採択するものであります。19ページの1から6には、採択についての基本的な考え方を書いております。5の採択する教科用図書以外は、昨年度と大きく変更したところはありません。では、今年度採択すべき教科用図書についてご説明します。19ページの5をご覧ください。採択すべき教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施行令」によって定めており、まず、（1）の小学校の教科用図書については、令和2年度と同一の教科書を採択いたします。次に、（2）の中学校については、社会（歴史的分野）を除き、令和2年度と同一の教科書を採択いたします。社会（歴史的分野）については、自由社の「新しい歴史教科書」が発行されることから、新たに採択を行います。また、（3）の特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する、「一般図書」についても採択いたします。20ページをご覧ください。選定にあたっての評価項目を示しております。特に、配列の2行目、「児童生徒が主体的に学習できる

ような工夫があるか」、装丁の1行目、「ユニバーサルデザインについて配慮があるか」などが、採択のポイントのひとつとなります。次に、21ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらについても義務教育諸学校に準じた内容となっておりますが、先ほどもご説明した通り、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請することから、特に公平性と透明性を求めているところがございます。この申請に基づき、教育委員会で採択していただくこととなります。参考資料といたしまして、25～26ページに「尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例」、27～29ページに「県の基本方針」、31～32ページに、「令和3年度使用教科書一覧」、33ページに「第3期 ひょうご教育創造プラン（概要版）」、34ページから「教科書採択事務処理」に関する文科省の通知をつけております。以上で教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。尼崎市の採択基本方針について審議して頂きますようよろしくお願いいたします。

白畑教育長 今説明がありましたようなスケジュールの形で決めていくのですが、先ほど24ページに説明がありましたが、昨年小中学校については、科目の採択をここで議論しましたが、その後国の方で中学校社会の自由社が新たに追加になりました。これについても調査をして採択をしてもよいとなりましたので、改めてこういう形となりました。少しイレギュラーな形にはなりますが、審議させて頂きたいと思います。30ページにありますように、去年は自由社を除く7社で、帝国書院に決まっています。今回改めて自由社を含めて8社で協議をしていただくということになります。高校と特別支援学校については基本的には学校の採択を尊重しておりますので、ここでは中学校の社会の歴史分野についての協議をしていただく形になりますが、部長から説明がありました基本方針でいきたいと思っています。

徳山委員 社会は1年、2年、3年と同じテキストを使うのか。

学校教育部長 1、2年生で社会と地理の両方を学習することになります。

徳山委員 そうすると、冊数8冊と書いてありますが、3年では勉強しないのか。

学校教育部長 この8冊というのは検定を通った8冊の歴史的分野の教科書です。歴史を学ぶと言うことなので1、2年生が使っています。

徳山委員 3学年分があるのではなくて、この8冊だけを検討すればいいのですね。続いての質問として、自由社さん以外は検討して帝国書院さんを選んだわけだが、去年の検討した資料をまた配ってあげる必要があるかと思う。それを見て比較し、さらに自由社と比較するという形になる。

白畑教育長 各選定委員会が、各社の特徴を列記しており、その中で各社の良いところや悪いところを書いておきますので、7社と自由社が加わった8社で選定委員会で議論して頂き、挙がってきたものをここで議論して頂く形になります。

徳山委員 これはお願いベースだが、お二人の委員は初めてで、ここに来て検討するのが原則だと思うが、必要に応じて貸してあげていただいたらいいかなと思う。

学校教育部長 事前に現行の教科書と新しい教科書については、ご覧頂けるようにさせていただきます。

正岡委員 昨年度、帝国書院に決まり、今年自由社さんが新たに採用されたので、もう一度ということだが、帝国書院の教科書は今中1の方は来年も使うのか。

学校教育部長 採択されれば変わります。
(この発言については最終ページにて訂正を行っております。)

正岡委員 途中で変わる可能性があるということか。

学校教育部長 その通りです。

徳山委員 そのへんの不都合も考慮して審議する必要がある。学校現場からは1年間使ってみた感想も出てくるのか。

学校教育部長 はい、専門部会もありますので、そこでの調査・研究ということになると思います。

徳山委員 一応確認だが、検定委員会の先生は、規則にどういう人が選ばれるかが出ているが、誰が委員かというのはわからないようになっているのか。

学校教育部長 専門部会に出て行く教員については秘密にということになっています。透明性の確保をしっかりさせていただきたいと思います。

中平委員 委員の委嘱が条例の2条の2にあり、匿名性を担保して行われるということだが、プラスして我々の目にも見られない形で委嘱が行われると言うことか。

学校教育部長 それはお知らせすることができます。

中平委員 これから委嘱が行われるという理解でよいか。

学校教育部長 はい、審議して頂いたのちということになります。

中平委員 年度毎に委員の委嘱があり、採択が終われば解散という流れでよいか。

学校教育部長 その通りです。

太田垣委員 昨年度、初めて参加させて頂き、教科書の変化をすごい感じて、時代に適したものができているなど驚いたが、選定委員会の方が各社の特色・特徴というのをまとめてくださり、私達が最終的にそれを見て、選びやすいように、なるべく時間がかからないようにされているなどと思った。各学校に選定委員会があるということで、その各学校をまとめたグループが最終的に特徴などをお聞きするようなどころがあり、そこからまた教育委員にどのような感じでまとめられているのか。

学校教育部長 各学校に選定委員会を持つのは、市立高等学校と特別支援学校の高等部となります。今回、中学校の社会の歴史的分野、結局専門部会の方は、中学校全体として調査を行うということになります。

太田垣委員 全体の選定委員会ということか。

東教育次長 まず教科部会というのがありまして、市内の中学校の先生から代表が選ばれます。そこで調査審議をして選定委員に挙がっていくという小・中はそういう形です。各学校にあるのではなくて、市内17校の中から教科部会の先生が選ばれます。高校は、各学校毎にあります。

白畑教育長 社会の研究会などがあると思うが、そのところから選ばれてくるのか。

学校教育部長 教科の中から選ばれます。体育なら体育科の先生、社会なら社会科の先生。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第35号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第35号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会5月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、44ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。5月10日に市長を本部長とし、各局長級を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策本部員会議がございました。また、5月11日から5月20日にかけて5月市議会定例会が開催されました。なお、今回は文教委員会に付託される議案はございませんでした。そのため、文教委員会は開催しておりません。次に、学校教育関係でございます。5月18日に第1回いじめ問題対策審議会が開催されました。続いて、

社会教育関係でございます。5月11日まで閉館しておりました歴史博物館及び田能資料館につきまして、県の緊急事態宣言下における対応の変更に伴い、5月12日から再開しております。また、5月24日のオリンピック聖火リレーイベントにつきましては本市では中止となりましたが、規模を縮小し丹波篠山市で開催となりました。本市で走行予定のランナーも出席されております。最後に、6月の主要行事予定表でございます。6月6日に市議会議員選挙が行われる予定でございます。6月14日に第2回教育委員協議会を開催予定でございます。当日は幼稚園等を見学していただく予定としております。行程につきましては、定例会終了後の平場にてご説明をさせていただきます。教育委員会6月定例会につきましては、6月28日15時30分から開催の予定でございますが、総合教育会議を同日に行う調整をしておりますので、詳細の時間は後日お知らせいたします。報告は、以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

中平委員 5月18日のいじめ問題対策審議会の内容についての報告や共有はしてもらえるのか。

学校教育部長 学識経験者や保護者へ今年度の教育委員会の取組として、研修やスマホサミットの説明をさせていただきました。改めてご報告をさせていただきます。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

(「議案第33号」の内容については、職員課が別途作成)

学校教育部長 ここで、議案第35号での発言において一部誤りがありましたので訂正させていただきます。中学校の社会の教科書について、「昨年度、帝国書院に決まり、今年自由社さんが新たに採用されたので、もう一度ということだが、帝国書院の教科書を今中1の方は来年も使うのか」とのご質問に「採択されれば変わります」とお答えしましたが、「学年が持ち上がってもそのまま使い続けます」が正しい回答となります。

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午前11時25分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会5月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。